

第12章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を設けており、公害防止資金の融資及び利子補給により、中小企業者が行う公害防止設備の設置・改善・工場移転等の公害防止対策の促進に努めている。

昭和56年度の融資実績は、融資件数100件、融資金額15億220万円となっている（表3-12-1）。

表3-12-1 施設別融資実績の推移

（単位：千円）

施設別	年度 区分	昭52		53		54		55		56	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙、ガス、粉じん処理施設		61	471,700	47	381,600	48	489,500	58	620,850	30	325,750
汚水処理施設		104	1,081,000	80	924,200	35	428,600	40	541,700	27	327,150
騒音・振動防止施設		66	818,250	41	610,500	41	583,400	37	561,500	40	812,300
産業廃棄物処理施設		7	43,000	4	25,500	9	62,000	2	26,000	3	37,000
地盤沈下防止施設		2	27,500	8	78,200	6	92,500	2	25,000	—	—
合計		240 (52)	2,441,450 (771,500)	180 (31)	2,020,000 (541,500)	139 (26)	1,656,000 (507,000)	139 (20)	1,775,050 (392,600)	100 (15)	1,502,200 (600,000)

（注）（ ）内は工場移転に係るものを示す。

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）及び中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づき、それぞれ中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられており、昭和56年度における公害関係の貸付実績は表3-12-2及び表3-12-3のとおりである。

表3-12-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和56年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
水 質 汚 濁 防 止 関 係	9	48,994
工 業 用 水 関 係	1	5,108
悪 臭 防 止 関 係	1	2,450
産 業 廃 棄 物 処 理 関 係	3	21,552
合 計	14	78,104

表3-12-3 中小企業高度化資金貸付実績（昭和56年度）

（単位：千円）

貸 付 の 種 類	貸 付 対 象	件 数	金 額
工 場 等 集 団 化 資 金	騒音・振動型工場等の集団化	6	4,184,550
工 場 共 同 利 用 資 金	〃	4	1,398,831
工 場 共 同 化 資 金	〃	2	1,048,400
合 計	計	12	6,631,781

第2節 工場の適正配置及び集団化の促進

過密地域に生じている公害問題の除去を図り、併せて中小企業の振興と計画的な地域開発を推進するため、府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を促進している。

昭和56年度におけるこれらの概況は表3-12-4及び表3-12-5のとおりである。

**表3-12-4 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による
団地造成事業（昭和56年度）**

区分	富田林団地	柏原・羽曳野団地
位置	富田林市若松町、中野町地区	柏原市円明町、羽曳野市駒ヶ谷地区
開発計画面積	292,800㎡	389,952㎡
総買収面積	341,557㎡	421,510㎡
実施状況	富田林市施行の土地区画整理事業により用地を造成し、第1期の分譲のうち91,200㎡を分譲した。	南部地区、北部地区とも事業はほぼ完了した。

表3-12-5 公害防止事業団による団地造成事業（昭和56年度）

事業名	所在地	企業数	面積	総事業費
東大阪地区(塗装等) 共同利用建物建設事業	東大阪市加納	11	10,104㎡	千円 2,300,000

第3節 公害防止技術研修等の実施

第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した（表3-12-6）。

表3-12-6 公害防止技術者研修の実施状況（昭和56年度）

区 分		期 間	日 数	時 間	受 講 者 数
環 境 保 全		昭57. 3. 8 \n57. 3. 31	16 日	65 時間	25 人
短 期	大 気 汚 染	昭56. 7. 23 \n56. 9. 4	14	37.5	17
	水 質 汚 濁	昭56. 7. 13 \n56. 8. 25	14	37.5	21
期	騒 音	昭56. 7. 27 \n56. 9. 3	14	37.5	15

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所においては、府下の中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回技術指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

昭和56年度におけるこれらの指導件数は表3-12-7のとおりであり、このうち公害防止巡回技術指導については、鍛工品製造業、可鍛鋳鉄製造業及び敷物製造業の28企業を対象に実施した。

表3-12-7 公害防止技術相談・指導件数（昭和56年度）

種 別	指導機関	工業技術研究所	繊維技術研究所
大 気 汚 染 関 係		33件	4件
水 質 汚 濁 関 係		87	7
騒 音 ・ 振 動 関 係		27	39
産 業 廃 棄 物 関 係		46	3
非 用 水 型 研 究		—	—
そ の 他		1	4
合 計		194	57

(注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、繊維技術研究所において技術開発したのものに対する相談、指導に係るものである。

2 「その他」には、有害物質の性質及びその分析方法、公害関係法令関係の相談等を含む。

第3 公害防止研究事業に対する助成

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費の一部について、昭和56年度には次のとおり助成した。

(1) 助成研究事業 工場・排水中の未規制塩化合物の形成物質に関する調査研究

(2) 補助金額 1,000千円

第4 環境計量証明事業関係事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との関係を密にして環境計測の適正化に努めた。昭和57年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は129件である（表3-12-8）。

表3-12-8 環境計量証明事業登録数

（昭和57年3月31日現在）

登 録 区 分	登 録 数
濁 度	88
騒 音 レ ベ ル	41
合 計	129

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止組織の整備を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき特定工場を設置している者は、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられている。昭和57年3月31日現在における府下877工場からの届出状況は表3-12-9のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、同法第12条に規定する措置の一環として、これら公害防止管理者等を対象として大阪府公害防止管理者等研修会（第9回）を開催した。

表3-12-9 公害防止統括者等の届出状況

(昭和57年3月31日現在)

種類		届出数	統括者等	統括者等代理者	
公害防止統括者			715 (389)	688 (360)	
公害防止主任管理者			18 (4)	18 (4)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	10 (5)	10 (5)	
		第2種	75 (48)	63 (38)	
		第3種	120 (43)	112 (36)	
		第4種	242 (76)	237 (70)	
	水質関係	第1種	11 (5)	11 (5)	
		第2種	202 (125)	182 (107)	
		第3種	23 (4)	22 (3)	
		第4種	107 (20)	107 (18)	
	騒音関係			187 (167)	107 (85)
	粉じん関係			89 (30)	89 (28)
	振動関係			202 (179)	116 (93)
	計			1,268 (702)	1,056 (488)
合計			2,001 (1,095)	1,762 (852)	

(注) ()内は市町村長の権限に係るもので内数である。